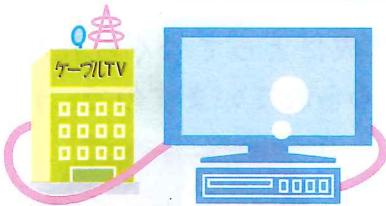


## (5) テレビアンテナ



テレビは、共同受信アンテナになっていますから、各戸でアンテナをたててはいけません。テレビを備え付けるときは、居間にあるプレートの端子にテレビケーブルを接続して下さい。一部団地、(与力、三津口、高砂、山狩)を除き、ケーブルテレビ放送が視聴可能になっています。

**(愛媛CATV Tel:089-943-5001)**

## (6) 排水

排水は、日頃軽くみがちですが非常に大切なものです。一戸の不注意により排水がつまると他にも迷惑をかけます。排水管の詰まりの修繕は、多大の費用を要し、入居者負担となりますので気をつけて下さい。

## (7) その他のこと

- (ア) 網戸の取り付けは、構造上きめられたとおり取り付けること。(雨漏りの原因にもなります。)
- (イ) 動物の飼育は他人の迷惑になりますから絶対にしないこと。(犬、猫、ハト、ニワトリなど)
- (ウ) 廊下やバルコニーの手すりに傘などを干したりひっかけたりしないこと。
- (エ) 騒音をださないように、お互いに注意すること。ラジオ、ステレオ、テレビなどの音をむやみに大きくしたり、不快の念を催させたりしないように気をつけること。
- (オ) 市の備え付け以外のシャワー設備は使用しないで下さい。

# 4. 費用の負担

## (1) 修繕

別添「修繕負担区分表」を参照。

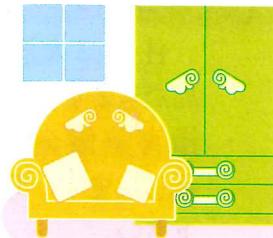
## (2) 共益費

市営住宅は、共同住宅ですので、皆さんのが共用する部分が多く、これらの費用は、共同で負担していただくことになります。

なお、これらの費用の集金、管理及び支払業務についても、入居者が、共同で行っていただくことになっています。

- (ア) 階段、廊下、外灯などの電灯代、電球等の取替費
- (イ) 給水タンクの動力費、水道の減菌塩素代金
- (ウ) 散水栓、ゴミ置場水栓の水道料金
- (エ) 污水処理施設の維持管理及び運転に要する費用
- (オ) 集会所の維持管理に要する費用

これらの他に団地によって自治会費などをを集めている場合がありますが、これは、ここでいう共益費ではありません。共益費の支払いをおこたると廊下灯もつかず、水道も出ず汚水処理もできることになります。



## 5. 住宅の模様替え等

市営住宅は、居住専用の住宅ですから、住宅の一部でも居住以外の用途（商店・事務所など）に使用することは禁止されています。

松山市の承諾なく模様替えをしたり、用途を変更した場合は、その是正を命じるだけでなく、その住宅の使用承諾を取消し、住宅の明渡しを請求することとなります。

## 6. 火災予防

火災は、一瞬の間に財産をなくし、生命を危険にさらすものです。日頃から細心の注意を払い、万一、出火した場合は、隣近所に大声で知らせ、小火のうちに消し止めましょう。

常日頃から出火の原因となる事柄（タバコや電気、ガス）などには細心の注意をはらって下さい。廊下に消化器がありますが、家庭用の小型消火器も備え、その使用方法をよく知って消火に役立てて下さい。



火災発見の際には、直ちに119番へ通報して下さい。万一、火災が起きたときは、消防活動を実施し、消防署へ連絡することが大切ですが、火勢が大きくなれば、素人だけでの消防活動は危険ですから逃げて下さい。そのとき、延焼を防ぐため、戸窓をすべて締め密室にして玄関又は、バルコニーから隣家へ逃げて下さい。バルコニーが隔壁板で仕切られている場合は壊して逃げて下さい。有事の際の避難のために、バルコニーには物を置かないようにしましょう。